

令和9年度に向けた障害福祉計画及び 障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

今後の障害者部会の検討スケジュール(イメージ)

- ・ 基本指針・成果目標等の見直しと、地域差・指定の在り方について、並行して検討を進める。
- ・ 10月までの議論を踏まえて秋頃に方向性を提示、年末以降、基本指針・成果目標等の見直し案を取りまとめる。

～8月	3/14 次期計画策定に向けた基本指針の見直し等の進め方、地域差等の論点提示 6/26 第6期計画の成果目標の実績、第7期計画の成果目標の集計を報告 7/24 地域差・指定の在り方(データ・論点を提示)
9月	9/25 基本指針の見直しのポイント、成果目標等の見直し候補を提示して議論
10月	10/1 地域差・指定の在り方について、7月の議論を踏まえ、データ・論点を提示等
11月	基本指針・成果目標等の見直し (秋頃 方向性の議論) 地域差・指定の在り方 (秋頃 方向性の議論) その他 (関係審議会の議論を踏まえて必要に応じ検討)
12月	基本指針・成果目標等の見直し案のとりまとめ
1月	
2月	
3月	

3. 基本指針見直しのポイント

次期計画(第8期障害福祉計画)の指針策定は、どのような点を見直しのポイントとすべきか。例えば、以下の点を見直しのポイントと考えて、検討を行うこととしてはどうか。

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に関する検討会」のこれまでの議論のまとめ(令和7年9月24日)において、障害者支援施設に求められる役割・機能やあるべき姿が整理されるとともに、引き続き、地域移行者数や施設入所者数の削減の目標値を設定することが必要とされた。これを踏まえ、引き続き地域移行に関する成果目標を設けるとともに、障害福祉データベース等も活用しながら、地域移行する者の見込み数、障害者やその家族等の支援ニーズ、地域資源などを十分に把握することにより、必要なサービス量を見込むことについて盛り込んではどうか。

また、障害者が希望する地域生活の支援のため、意思決定支援や地域生活支援拠点等の機能の更なる強化や、多様なニーズに対応できる専門性を備えるグループホーム等の整備、自立生活援助等の利用促進、専門人材の確保・育成など、地域の支援体制を確保する重要性について記載してはどうか。

加えて、障害者支援施設の整備に対する国庫補助については、同検討会のまとめにおいて、その対象を基本指針の目標と整合した障害福祉計画に基づく整備に限るなど、限られた予算の中で重点化を図る必要があるとされたことも踏まえ、こうしたことを念頭に計画を作成する必要性について記載してはどうか。

10

3. 基本指針見直しのポイント

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和4年12月精神保健福祉法改正により、本システムの理念の実現に向け、市町村等が実施する精神障害者及び精神保健に課題を抱える者に対する相談及び援助は、精神障害の有無やその程度にかかわらず、地域の実情に応じ、精神障害者及び精神保健に関する課題を抱えるものの心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として行われなければならないことが規定された。このことを踏まえ、本システムの理念を明確化するとともに、本システムの理念の実現に向け、市町村における相談及び援助の体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの体制の整備について、基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

③ 福祉施設から一般就労への移行等

令和7年10月より、本人の自立に向けて一般就労に送り出すことを含め、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援が開始される。この就労選択支援の積極的な利用を促すため、就労選択支援を提供できるよう体制確保に努めることを記載するとともに、就労選択支援においては地域との連携が重要であることから、(自立支援)協議会の設置圏域ごとの就労選択支援事業所の設置に関する成果目標を新たに設けてはどうか。

11

3. 基本指針見直しのポイント

④ 地域における相談支援体制の充実強化

基幹相談支援センターの設置の努力義務化等により、各市町村における相談支援体制の強化に向けた取組は着実に進んでいる一方、都市部に比べ小規模自治体における基幹相談支援センターの設置率が低い等の状況があることから、都道府県による広域的な見地からの助言等の支援を含め、より一層の推進を図る必要性について記載してはどうか。

また、セルフプランについては、市町村別のセルフプラン率等を令和6年度から公表しているところであり、こうした状況も踏まえつつ、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、本人や家族がのぞまないセルフプランの解消に向けて取り組むことについて記載してはどうか。

⑤ 障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上

障害福祉分野の人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、人材確保を進めるとともに、質の高い障害福祉サービスを効率的かつ効果的に提供できるよう、生産性向上によりケアの充実を図る取組を一層推進することが必要であり、基本指針上も一つの項目として柱を立て、記載を充実してはどうか。特に介護テクノロジーの導入促進等、手続負担の軽減、事業者間の連携・協働化等の取組により、間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上を推進することは重要であり、こうした取組の更なる推進について記載してはどうか。

また、令和7年6月に策定した「省力化投資促進プランー障害福祉ー」において、障害福祉分野の「都道府県ワンストップ窓口」の設置など、生産性向上に関する目標・KPIが設定されたこと等を踏まえ、人材確保・定着、生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標を追加してはどうか。

12

3. 基本指針見直しのポイント

⑥ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保

「2040年に向けたサービス提供体制のあり方に関するとりまとめ」において、地域の需要に応じた提供体制や支援体制の構築については、福祉サービスの共通課題とされており、中山間・人口減少地域において、共生型サービスや基準該当障害福祉サービス、多機能型、従たる事業所等の現行制度の活用等により、サービス提供体制を維持・確保していくことの重要性について基本指針に盛り込んでどうか。

13

3. 基本指針見直しのポイント

⑦ 障害福祉サービスの質の確保

障害福祉サービス事業への新規参入が増加する中、サービスの質の確保・向上を図ることが重要となっており、事業所指定や指導監査など、各種取組を推進することが必要である。

例えば、障害者グループホームの質の確保については、令和7年度中に策定予定の支援に関するガイドラインや、また、令和7年度から義務化された地域連携推進会議等による取組を踏まえ、障害者グループホームが地域に開かれ、運営を事業者自ら適正にしていく取組を推進することの重要性について記載してはどうか。

また、就労系障害福祉サービスの質の確保についても、令和7年度中に策定予定の指定就労継続支援事業所の新規指定や運営状況の把握に関するガイドラインを踏まえ、適切な事業運営の確保に向けて取り組むことの重要性について記載してはどうか。

また、利用者のニーズに応じたサービス選択や事業者のサービスの質の向上に資するよう、障害福祉サービス等情報公表制度を設けているが、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において未実施事業所への減算を設けたところであり、引き続き、情報公表の取組を進めるとともに、令和7年度より、経営情報の報告・公表制度も設けたところであり、こうした状況を踏まえて記載を追加してはどうか。

指導監査については近年、営利法人が運営する障害福祉サービス事業所数が急増している中、多くの影響があるような処分事例も発生している。質の確保されたサービス提供のために、運営指導・監査の強化が必要ということで、令和7年度から強化に取り組んでいる障害福祉分野における運営指導・監査の重要性についても記載してはどうか。

14

3. 基本指針見直しのポイント

⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

地域の支援体制を構築する上では、強度行動障害や高次脳機能障害を有する児者、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者、発達障害児者など、様々な障害特性に応じた支援体制の構築が重要であり、そうした地域のきめ細かいニーズを踏まえた上で、サービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等を図ることの重要性について引き続き盛り込んではどうか。

その際、令和6年度から、障害者総合支援法改正により、都道府県が行う事業者指定に対して市町村が関与できる仕組み（意見申出制度）が導入されているが、きめ細かい地域ニーズに応じたサービス提供体制の確保を図るためには本制度の活用が有用であるところ、その活用にあたっては、障害（児）福祉計画の記載が根拠となるため、本制度の活用を念頭に計画の記載を検討することの重要性について改めて盛り込んではどうか。

また、手話施策推進法が成立したことを踏まえ、引き続き、手話通訳をはじめとする意思疎通支援従事者の養成や派遣体制の整備を行うことに加え、人材の高齢化という課題に対応するため、特に若年層に重点を置いた、意思疎通の手法の周知を合わせて行うなど、幅広い年齢層による支援者の養成を行うことの重要性について盛り込んではどうか。

15

3. 基本指針見直しのポイント

⑨ 障害者等に対する虐待の防止等

近年の通報・相談件数等の増加や死亡事例等の発生を踏まえ、自治体における事実確認調査の徹底と体制整備（専門職による助言等の体制を含む）の強化及び重篤事例等の検証のより一層の推進について記載してはどうか。

また、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、令和6年度に相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準を改正したところであり、サービス担当者会議等における本人の同席等の徹底を図るなど、障害者の意思決定支援をより一層推進する必要があることについて記載してはどうか。

あわせて、結婚、出産、子育てを含め、障害者がどのような暮らしを送るかは本人が決めることを前提として、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、希望する生活の実現に向けた支援を行うため、障害福祉や母子保健及び児童福祉の関係機関における各種施策の連携による支援の推進に取り組むことについて記載してはどうか。

⑩ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

障害者の親亡き後の生活など家族が抱える課題は近年複雑化・複合化しており、障害者等の生活全般の課題を解決するためには、重層的支援体制整備事業など包括的な支援体制の整備や、関係施策との有機的な連携を図ることが重要であるため、「地域共生社会の在り方検討会中間とりまとめ」を踏まえ、地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進について盛り込んでどうか。

16

3. 基本指針見直しのポイント

⑪ 住宅セーフティネット制度との連携

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」の改正を踏まえ、共同生活援助等の居住に関する障害福祉サービスの提供が、住宅セーフティネット法における居住サポート住宅の供給の目標等と調和が保たれたものとするとともに、各自治体の住宅担当部局や、設置が努力義務とされた居住支援協議会等の関係団体と連携を図って取り組むことが望ましいことを記載してはどうか。

⑫ 災害時における障害福祉サービス提供の確保

災害対策基本法等の改正を踏まえて、災害時に障害者等の要配慮者への障害福祉サービスが適切に提供されるよう、避難行動要支援者名簿の作成や福祉避難所の指定等の取組について、地方公共団体の防災部局や職能団体等と連携を図って取り組むことが望ましいことを盛り込んでどうか。

また、「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）も踏まえ、施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性について盛り込んでどうか。

17

3. 基本指針見直しのポイント

⑬ 地域差の是正・指定の在り方等

※ 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和5年12月22日閣議決定)や経済・財政新生計画改革実行プログラム2024(令和6年12月26日経済財政諮問会議)において検討事項となっている以下の内容について、引き続き、ご議論いただきたい。

- ・ 障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策
- ・ 都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村が意見を申し出る仕組みの推進
- ・ 共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況も踏まえた事業所指定の在り方
- ・ 利用者の状況に応じた適切な給付決定のための取組